

# 山梨県食品安全会議設置要綱

## (設置)

第1条 山梨県における食の安全・安心の確保を図るため、広く県民の意見・提言を施策に反映することを目的として、山梨県食品安全会議（以下「安全会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 安全会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 食の安全・安心の確保に必要な施策に関する意見・提言
- (2) 食の安全・安心に関する情報・意見交換

## (組織等)

第3条 安全会議は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 事業者（製造・加工、流通・販売業者）
- (4) 学識経験者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (会長等)

第5条 安全会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は安全会議の事務を総括し、安全会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 安全会議の会議は必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 安全会議の庶務は企画県民部消費生活安全課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、安全会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成15年7月11日から施行する。

この要綱は、平成17年7月28日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。